

【 第 3 回中標津町自治基本条例（仮称）策定会議報告 】

日時：平成23年8月29日（月）8：30～9：10

場所：中標津町役場 2階 応接室

出席者：14名（中標津町自治基本条例（仮称）策定会議委員12名、事務局2名）

< 会議次第 >

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議題
(1) 町民会議案法制執務修正内容及び解説書について
(2) 今後のスケジュールについて
(3) その他
- 4 閉会

< 配布資料 >

- ・ 資料1 町民会議案法制執務修正案対照表
- ・ 資料2 解説書
- ・ 資料3 今後のスケジュール

< 会議結果報告 >

- 1 開会
- 2 委員長挨拶 [挨拶別紙](#)
- 3 議題
(1) 町民会議案法制執務修正内容及び解説書について
(事務局より説明) [資料1・2](#)
(2) 今後のスケジュールについて
(事務局より説明) [資料3](#)
(3) その他
(特になし)
- 5 閉会

会議の様子



委員長挨拶（要旨）

前回の第2回策定会議終了後から、北海道町村会法務相談室に法務チェックをお願いしておりましたが、条例修正内容を確認のうえ、整理を進めてきましたので、今回は、パブリックコメントを実施するにあたり、最終的な素案を確定するため、本日お集まりいただきました。

なお、議会の条項については、9月7日の議会運営委員会にお示しし、9月26日のパブリックコメントの開始までに整理していただくことで進めたいと思っております。

この自治基本条例は、10月25日までのパブリックコメントを経て、町民会議素案が決定され、以降、策定委員会が原案を確定させ、その原案に基づいて、本策定会議で条例案を決めることとなります。

今後は、12月議会へ提案、平成24年1月から町民説明会等を実施し、平成24年4月の施行をめざしてまいりますので、よろしくお願い致します。

質疑・応答、意見

Q 議会の議決事項の計画分野の取り扱いについて、どう整理したのか。

A これから、正副議長、議運正副委員長と事前に協議させていただいて、議会運営委員会のほうに町の考え方を説明していきたい。

具体的には、計画策定について、総合計画、都市計画マスタープランを地方自治法96条の第2項で条例を定めたものについて議決できるに留めておいて、自治基本条例を提案すると同時に、個別の計画を議決できるという条例を提案していきたいということを議会と協議していきたい。

委員長挨拶（要旨）

終わりにあたり私から少しお話させていただきます。

自治基本条例(仮称)策定については、パブリックコメントを経て、『12月定例会』提案まで、あと、3ヶ月あまりです。

スケジュールでも説明したとおり、これから、議会運営委員会との調整、総務文教常任委員会報告を経て、パブリックコメントにかける素案を決定するわけですが、その中で、この素案の修正等がありましても、理事者判断に任せていただき、策定委員会・策定会議は開催しませんので、了解願います。

修正等がありましたら、決裁にて皆さんにお知らせいたします。

よろしくお願い致します。

平成24年1月からは、町民説明会等を実施し、その間、事務局から前回に示されました「情報提供の手引き」や「町民参加の手引き」、自治推進会議の設置など、職員にかかわる事項が示されます。

施行される平成24年4月からは、いよいよ、具体的に実行に移していく作業も控えております。

今後、職員に対して、条例の周知はもちろん、各種手引きの活用について、徹底を図って頂きたいと思っております。

よろしくお願い致します。

